

地域で
自立した
生活を！

障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、障害者総合支援法に基づき、できるだけ地域で自立した生活が送れるように支援していくためのものです。サービスの利用には、事前の申請や審査など手続きが必要となります。福祉課までご相談ください。

訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、施設に通ったりして利用するサービスです。

	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴や排せつ、食事の介護を行います。
同行援護	視覚障がいや、ひとりでの移動が難しい方の外出に同行して移動支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がい、ひとりでの行動が難しい方の移動支援などを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で家族が病気になったときなどに、短期間施設に宿泊し、食事などの支援を行います。

居住系サービス

入所施設を住まいの場として支援するサービスです。

	内 容
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居での相談や、日常生活上の援助を行います。
自立生活援助	施設を利用していた方がひとり暮らしを始めたとき、訪問して必要な支援を行います。

日中活動系サービス

入所施設での昼間の活動を支援するサービスです。

	内 容
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、介護、日常生活の支援などを行います。
生活介護	常時介護を必要とする方に、施設で入浴や排せつ、食事介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のための訓練を行います。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識の指導や能力向上に必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業などへの就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識の指導や能力向上に必要な訓練を行います。雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある方が、就労に伴う環境変化から生じた生活課題に対応できるよう、訪問などにより支援します。

共通項目

●費用

費用のうち原則1割が自己負担となります(所得の状況により月額上限額の設定があります。)

●難病などの方も障がい福祉サービスの対象です

- ・対象疾病(厚生労働省が定める359疾病)による障がいがある方について、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要と認められた障がい福祉サービスなどの受給が可能となります。
- ・対象となる疾病や申請手続きなど詳細については、福祉課までお問い合わせください。

●注意事項 介護保険の対象者は介護保険サービス利用が優先です。

●問い合わせ 福祉課 内線121



障害者週間

障がいのある方は、生活する様々な場面で不自由を感じる場合があります。どのような配慮や支援が必要なのかを知り、障がいについての理解を深めていきましょう。

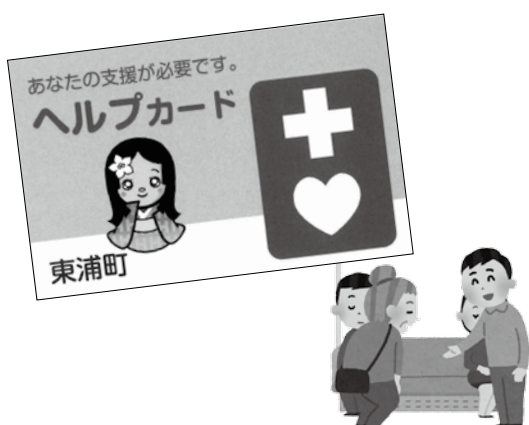
どのような配慮や支援が必要？

- ・誘導用ブロックの上には物を置かないでください。物が置いてあると、視覚障がいの方が困ります。
- ・ゆっくり丁寧に、図・絵・ジェスチャーを用いて、分かりやすく説明してください。コミュニケーションがうまくできない方がいます。
- ・災害時には皆さんのお手伝いが必要です。情報が十分に入ってこず、状況が理解できない・避難が困難なため、大きな不安を抱える方がいます。

ヘルプカード・ヘルプマークの利用者を見かけたら

ヘルプカード・ヘルプマークは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が利用しています。

電車やバスなどでヘルプマーク・ヘルプカードの利用者を見かけたら席をお譲りいただくほか、困っているようであれば進んでお声をかけていただくなど「思いやりのある行動」をお願いします。



地域生活支援事業

障がい者(児)が地域生活を円滑に送るために町が自主的に取り組む事業です。

	内容
相談支援事業	障がいのある方の様々な相談に応じ、情報提供や助言を行います。
移動支援事業	円滑に外出できるよう移動支援を行います。
日中一時支援	昼間、介護する方が不在になる場合など一時的な見守り、支援などを行います。
日常生活用具の給付	自立した日常生活を支援する用具にかかる費用の一部を支給します。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいで、意思を伝えることが難しい方に、手話通訳者、要約筆記者、点訳者などを派遣します。
福祉ホーム	住居の必要な方に、低料金で住居や設備を提供します。
成年後見制度利用支援	適切な方を後見人として選び、財産管理などを任せる制度利用の支援を行います。
地域活動支援センター	ものをつくり出す創作的・生産的活動や社会との交流活動などを行います。

その他(障がい福祉サービス)

	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、利用者ごとに個別の計画(サービス等利用計画)を作成します。
地域移行支援 地域定着支援	施設などから地域で生活しようとする方や一人暮らしをする方などに、見守りや相談などの支援を行います。
障がい児通所支援	障がいのある児童に、日常生活の基本的な動作の指導や生活能力向上のために必要な訓練などを行います。
補装具費の支給	身体機能を補いまたは代替するために必要と認められるもの(義肢、装具、車いすなど)にかかる費用の一部を支給します。

日常生活における相談は 障がい者相談支援センターへ

相談内容

- ①日常生活の困りごと
- ②福祉サービスの利用について
- ③各種制度の紹介
- ④権利擁護のために必要な援助
- ⑤専門機関の紹介 など



問い合わせ

障がい者相談支援センター ☎38-5035 ☎34-6618

問い合わせ 福祉課 内線121